

特別養護老人ホームサンライフたきの里（従来型個室） 利用料金表

（単位：円）

令和4年10月1日現在

要介護度	所得 段階	施設サービス費			各種 加算	居住費					食費				1日合計			30日合計						
		1割負担	2割負担	3割負担											1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担				
1	1	582	1,164	1,746	(a)	320					300					1,202	1,784	2,366	36,060	53,520	70,980			
	2						420							390					1,392	1,974	2,556	41,760	59,220	76,680
	3-①							820							650				2,052	2,634	3,216	61,560	79,020	96,480
	3-②								820							1,360			2,762	3,344	3,926	82,860	100,320	117,780
	4									1,300							1,480		3,362	3,944	4,526	100,860	118,320	135,780
2	1	651	1,302	1,953	(a)	320					300					1,271	1,922	2,573	38,130	57,660	77,190			
	2						420							390				1,461	2,112	2,763	43,830	63,360	82,890	
	3-①							820							650			2,121	2,772	3,423	63,630	83,160	102,690	
	3-②								820							1,360		2,831	3,482	4,133	84,930	104,460	123,990	
	4									1,300							1,480	3,431	4,082	4,733	102,930	122,460	141,990	
3	1	722	1,444	2,166	(a)	320					300					1,342	2,064	2,786	40,260	61,920	83,580			
	2						420							390				1,532	2,254	2,976	45,960	67,620	89,280	
	3-①							820							650			2,192	2,914	3,636	65,760	87,420	109,080	
	3-②								820							1,360		2,902	3,624	4,346	87,060	108,720	130,380	
	4									1,300							1,480	3,502	4,224	4,946	105,060	126,720	148,380	
4	1	792	1,584	2,376	(a)	320					300					1,412	2,204	2,996	42,360	66,120	89,880			
	2						420							390				1,602	2,394	3,186	48,060	71,820	95,580	
	3-①							820							650			2,262	3,054	3,846	67,860	91,620	115,380	
	3-②								820							1,360		2,972	3,764	4,556	89,160	112,920	136,680	
	4									1,300							1,480	3,572	4,364	5,156	107,160	130,920	154,680	
5	1	860	1,720	2,580	(a)	320					300					1,480	2,340	3,200	44,400	70,200	96,000			
	2						420							390				1,670	2,530	3,390	50,100	75,900	101,700	
	3-①							820							650			2,330	3,190	4,050	69,900	95,700	121,500	
	3-②								820							1,360		3,040	3,900	4,760	91,200	117,000	142,800	
	4									1,300							1,480	3,640	4,500	5,360	109,200	135,000	160,800	

各種加算 (a)	※ 各種加算料金は施設の体制、利用者の状態等により算定内容が異なりますので、月によって料金が異なる場合がございます。(単位：円)			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	60	90	入所日から30日に限り加算されます。
安全対策体制加算	20/回	40/回	60/回	安全対策担当者が施設における安全対策についての専門知識等を外部の研修で身につけ、施設の事故防止検討委員会等で共有を行った場合に加算されます。(新規入居者の方1回限り)
精神科医療養指導加算	5	10	15	認知症である利用者が全利用者の3分の1以上を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	11	22	33	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画を作成している場合。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な栄養管理の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
看護体制加算 (I)	12	24	36	常勤看護師を1名以上配置していると加算されます。
看護体制加算 (II)	23	46	69	看護職員を2名以上配置していること。看護職員との24時間連絡できる体制を確保した場合加算されます。
認知症専門ケア加算 (I)	3	6	9	利用者のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が全体の50%以上を占め、かつ、介護従事者のうち認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が20人未満の場合は1名以上配置し、20以上の場合は10人またはその端数を増すごとに1名以上を配置している場合、かつ、職員間で認知症ケアに関する技術的指導会議等を定期的に行っている場合など専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
認知症専門ケア加算 (II)	4	8	12	(I)の内容に加え、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成・実施するなど専門的な認知症ケアを実施した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (I)	12	24	36	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士等を1名以上配置しているものとして市町村に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた機能訓練を行っている場合に加算されます。
個別機能訓練加算 (II)	20/月	40/月	60/月	(I)の内容に加え、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成、計画に基づく個別機能訓練の実施、評価、評価結果を踏まえた計画の見直しや改善を行った場合に加算されます。
日常生活継続支援加算 (I)	36	72	108	新規利用者の総数のうち、要介護4～5の被認定者の割合が全体の70%以上を占める場合または認知症日常生活自立度Ⅲ以上に被認定者の割合が65%以上を占める場合で、かつ、介護従業者のうち介護福祉士を利用者の数が6人またはその端数を増すごとに1人以上配置している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (I)	3/月	6/月	9/月	利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すると加算されます。

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13/月	26/月	39/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡が発生していない場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90/月	180/月	270/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言・指導を行った場合に加算されます。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110/月	220/月	330/月	(Ⅰ)の内容に加え、利用者の口腔衛生等の管理に係わる情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた口腔衛生等の管理の実施の為に必要な情報を活用した場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅰ)	10/月	20/月	30/月	排せつ支援の質の向上を図るため、利用者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価を行う。又、少なくとも6月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施に当たって当該情報等を活用する。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者は、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成する。当該支援計画に基づく支援を継続して実施し、少なくとも3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅱ)	15/月	30/月	45/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
排せつ支援加算(Ⅲ)	20/月	40/月	60/月	(Ⅰ)の内容に加え、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40/月	80/月	120/月	入居者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しを行った場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	100/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、入居者ごとの疾病の状況等の情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画の見直しや、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する場合に加算されます。
自立支援促進加算	300/月	600/月	900/月	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うこと。(少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している。)又、医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた利用者は、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員等が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。又、計画等の情報を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けて利用者の状態に応じた継続的な支援の実施に当たって、必要な情報を活用している場合に加算されます。
ADL維持等加算(Ⅰ)	30/月	60/月	90/月	評価対象の全利用者について、利用開始月と該当月の翌月から起算して6か月目においてバーセルインデックス(BI)を適切に評価できる職員(一定の研修を受けた者)がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出する場合加算されます。又評価対象者のADL利得の平均値が1以上であった場合加算されます。
ADL維持等加算(Ⅱ)	60/月	120/月	150/月	(Ⅰ)の内容に加え、評価対象者のADL利得の平均値が2以上であった場合加算されます。

療養食加算	6/回	12/回	18/回	医師の指示により療養食を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	200/回	400/回	600/回	利用者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120	240	360	初老期（65歳未満）の若年性認知症の利用者に対し個別の担当者を定め、施設サービスを提供した場合に加算されます。
看取り介護加算（Ⅰ）	亡くなられた日：1,280円／日　亡くなられた前日と前々日：680円／日　亡くなられた日以前4～30日まで：144円／日 亡くなられた日以前31～45日まで：72円／日			
退所時等相談援助加算	内容により料金が変わります		施設から在宅に戻られる際、施設側が在宅復帰の相談援助をした場合に加算されます。	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付の合計額に8.3%を加算		この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険給付の合計額に2.7%を加算		この加算は、経験・技能を有する介護職員等の給与の改善にあてられます。	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護保険給付の合計額に1.6%を加算		この加算は、介護職員の給与の改善にあてられます。	